

会 議 録

会議の名称	令和6年度第2回 本庄市交通政策協議会		
開催日時	令和6年8月9日（金）	午前・ 午後 午前・ 午後	1時30分から 2時30分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室		
出席者	区 分	職 名	氏 名
	13号委員	早稲田大学 教授	佐々木 邦明
	1号委員	本庄市都市整備部長	齊藤 順一
	2号委員	朝日自動車（株）運輸部長	田沼 健一
		十王自動車（株）業務部 係長	大垣 隼人（代理）
		一般社団法人埼玉県バス協会 専務理事	関根 肇
	3号委員	協同貨物自動車（株） 代表取締役	浅見 禄郎
	4号委員	本庄地区タクシー協議会 会長	神宮 つぐよ
		一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 事務局長	藤田 貢
	6号委員	西今井自治会長	町田 純一
		本庄市老人クラブ連合会 副会長	柳田 信
		本庄商工会議所 専務理事	田中 一成
		児玉商工会 副会長	宮部 孝夫
		本庄市身体障害者福祉会 会長	種村 朋文
	7号委員	本庄警察署交通課 課長	荻原 正幸
	8号委員	児玉警察署交通課 課長	坂本 悠人
	9号委員	埼玉県企画財政部交通政策課 主幹	村上 晶彦
	10号委員	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官	高木 純子
	11号委員	国土交通省関東地方整備局建政部 都市調整官	原田 英之
	12号委員	埼玉県本庄県土整備事務所 道路施設担当課長	小池 大介（代理）
	13号委員	本庄市議会 議員	林 富司
	事務局：長嶋都市整備部次長、武正都市計画課長、山田課長補佐、 菊池主査、廣川主事補		

欠 席 者			
	区 分	職 名	氏 名
	3号委員	本庄観光（株）代表取締役	内田 佳憲
	5号委員	朝日自動車労働組合 執行委員長	飯塚 光弘
	12号委員	国土交通省大宮国道事務所 所長	中州 啓太
議 題 (次 第)	1. 開 会 2. 挨 拶 3. 報告事項 (1) 運賃協議分科会の設置について (2) 運賃改定（案）に関する意見募集について (3) 本庄市オンデマンド型交通システム導入等業務受注候補者の選定結果について 4. 議 事 (1) 運行事業者の選定について 5. 閉 会		
配 付 資 料	令和6年度第2回 本庄市交通政策協議会 資料一式 令和6年度第1回本庄市交通政策協議会会議録		
その他特記事項			
主 管 課	都市計画課		

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (都市計画課長)	定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。 当協議会につきましては、本庄市交通政策協議会設置要綱第6条第5項により、原則として公開により開催することになっております。 本日の協議会につきましては、市のホームページで傍聴の御案内致しましたが、希望者はいらっしゃいませんでしたので御報告させていただきます。 なお、会議録につきましては、発言者の氏名を記載してホームページで公表いたしますので、御了承ください。 皆さまにはお忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます都市整備部都市計画課長の武正と申します。よろしくお願いいたします。 これより令和6年度第2回本庄市交通政策協議会を開催いたします。
事務局	はじめに事務局から会議の成立についての御報告と、配布資料の確

(都市計画課長)	認をさせていただきます。
事務局 (菊池主査)	本日は、初めて本協議会に御出席の方もいらっしゃいますので、「本庄市交通政策協議会設置要綱」を配付資料に付けております。設置要綱第6条第2項に「会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。」と規定しております。 本日、出席しております委員は、23名中20名であります。 よって、本会議が成立していることを御報告させていただきます。 また、お手元に本日の次第が表紙となっております資料一式と「令和6年度第1回本庄市交通政策協議会会議録」を配布してございます。資料に過不足や落丁・乱丁等ございましたら、事務局までお申しつけください。
事務局 (都市計画課長)	皆さま資料はお揃いでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、資料の表紙にございます次第に従いまして、進めさせていただきます。設置要綱第6条第1項の規定によりまして、本会議の議長は、会長が務めることとされておりますので、佐々木会長に御挨拶と今後の進行をお願いいたします。
佐々木会長	(挨拶省略)
議 長	会議の運営がスムーズにいきますよう御協力をよろしくお願いいたします。 本日は、報告事項が3件、そして議事が1件ございます。 まず、次第の3「報告事項」について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (菊池主査)	《報告事項（1）運賃協議分科会の設置について》 《報告事項（2）運賃改定（案）に関する意見募集について》 《報告事項（3）本庄市オンデマンド型交通システム導入等業務受注候補者の選定結果について》説明
議 長	ただいまの事務局の説明に対して御意見等ありますか。
村上委員	資料3にあります MONET Technologies 株式会社の導入実績として、富岡市の愛タク事業があるようですが、デマンド運行の「予約が取りにくい」、「時間にバスが来ない」といった意見についてはこのシステムあるいはこの富岡市の事例では、どのように改善しているのでしょうか。
事務局 (菊池主査)	富岡市につきましては、人口が45,000人ほどとなっており、年間利用者数は40,000人程度です。本庄市は、人口が80,000人弱となっておりますが、利用者数は年間約10,000人となっておりますので、比較しても富岡市はかなり多い状況となっております。 こちらにつきましては、実際に視察に行った際に質問等もしており、車両数としては最大6台となっております。予約方法といたしましては、市の公式LINEからの予約やアプリからの予約が可能のため、電話への予約の集中を回避し、結果として利用者数の増加にもつながっているものと考えております。
議 長	その他御意見等ありますでしょうか。 御質問が無いようですので、報告事項3につきましては以上といたします。

議 長	《議事（１）》 それでは、これより次第の４「議事」に入らせていただきます。 議事（１）「運行事業者の選定」について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (菊池主査)	議事（１）「運行事業者の選定について」御説明いたします。 １４ページ右上に「資料４」と記載しております資料をご覧ください。 こちらの資料は、前回の協議会資料から一部抜粋・加筆したものです。 前回の協議会では、運行に係る協議・合意事項として、運行エリア、導入予定車両、運行日・運行時間等について承認をいただきました。 本日の第２回協議会では、資料中段にありますように、運行事業者の選定方法について御協議いただき、承認を得ましたら、左側にございます「運行事業者選定」を、市の契約に関する事務の例により、本庄市交通政策協議会にて行い、その選定結果について１１月１日に開催を予定しております第３回協議会において報告させていただくことを予定しております。 運行事業者の選定にあたり、現行のデマンドバス及びシャトルバスと大きく変更になる点について御説明申し上げます。 １５ページをご覧ください。 はじめに、運行エリアについてでございますが、現行のデマンドバスの「本庄北」、「本庄南」、「児玉市街地」、「児玉山間」という４つの地域から、「本庄北」と「本庄南」を１つの地域とする「本庄地域」、「児玉市街地」と「児玉山間」を１つの地域とする「児玉地域」の２つの地域へ変更するとともに、本庄地域と児玉地域の共通乗降ポイントを「ビッグマーケット」のほか、「本庄早稲田駅北口」にも設置するものです。 １６ページをご覧ください。 次に、導入予定車両についてでございますが、こちらは従来どおり、乗車定員１０名のワゴン車両で、車いす１台が乗車できるものとします。 １７ページをご覧ください。 こちらは、前回の協議会で修正を行った内容になります。運行日・運行時間につきましては、本庄地域及び児玉地域でそれぞれ２パターンあり、合計で４パターンがございます。順に御説明いたします。 まず、①の本庄地域につきましては、運行日は従来どおり月曜日から土曜日まで、祝日と年末年始は運休となります。ただし、運行時間が１時間延長し、午後６時までとなっております。 次に、②の本庄地域につきましては、運行時間は従来どおり午前８時から午後５時までとなります。ただし、運行日については、日曜日の実証実験を行うこととしており、仕様書の中で、令和７年度及び令和８年度の各年度に各８日の日曜日の実証実験を行うこととしております。 続いて、③の児玉地域につきましては、運行日は従来どおり月曜日から土曜日まで、祝日と年末年始は運休となります。ただし、運行時間が１時間延長し、午後６時までとなっております。

	続いて、④の児玉地域につきましては、運行時間は従来どおり午前8時から午後5時までとなります。ただし、運行日については、日曜日の実証実験を行うこととしており、仕様書の中で、令和7年度及び令和8年度の各年度に各8日の日曜日の実証実験を行うこととしております。 なお、シャトルバスにつきましては、従来どおり毎日、午前9時から午後7時までの運行とするものです。 19ページをご覧ください。 こちらの資料は、現行と変更後の契約形態について図式化したものです。 左側の現行のデマンドバスについては、本庄市交通政策協議会が選定した運行事業者がシステム及び有人電話受付予約センターを備えることとしており、当該運行事業者と市が運行に係る協定を締結します。運行事業者は、経常費用から経常収益及び国庫補助金を差し引いた赤字部分について市に補助金という形で請求し、これに対し市が運行事業者に補助金を交付するものです。 これに対し、右側の変更後のデマンドバスについては、まず、市とシステム事業者が委託契約を締結し、システム事業者が有人電話受付予約センターも手配することとしており、システム事業者の委託料の請求について、市が委託料を支払うものです。この委託契約の財源には、国のデジタル田園都市国家構想交付金を充てています。契約期間につきましては、この交付金が令和8年度までの経費について対象となることから、これに合わせるものです。 続いて、右側の下段が本日の議事である「運行事業者の選定」に係る箇所です。 フィーダー系統国庫補助金の補助対象者が、法定協議会とされているため、本庄市交通政策協議会が、運行事業者と委託契約を締結し、運行事業者はデマンドバスの運行を行います。運行事業者は、毎年度の委託料から経常収益を差し引いた額について委託料の請求を行い、本庄市交通政策協議会が委託料を支払います。なお、本庄市交通政策協議会は、委託料について本庄市に交付金という形で請求するものです。 以上が、現行のデマンドバス及びシャトルバスと大きく変更になる点についてでございます。 20ページをご覧ください。 この後は、各仕様書について御説明申し上げます。 《デマンドバス及びシャトルバス運行業務委託仕様書》説明説明は以上です。 御審議よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。ただいまの内容について、御意見等ございましたら挙手をお願いいたします。 質問等がございませんので、私から2点ほど質問させていただきます。 1点目ですが、運行車両のところで「協議会が指定するラッピングデザイン」とありますが、こちらにつきましてはどのようなラッピングを

	想定されておりますでしょうか。
事務局 (菊池主査)	御質問ありがとうございます。 ラッピングにつきましては、事務局といたしましては現状のラッピングと同様のものを考えております。
議 長	承知いたしました。デマンドバスの運行形態も変更になりますため認知を上げるようなラッピングであると非常に良いかと思えます。 2点目ですが、23ページの運賃についてですが、キャッシュレス決済の対応種類はデマンドバスとシャトルバスで揃えた方が混乱を招かずに済むのではないかと思います。こちらにつきましては、事業者決定後にこちらで指定する形でしょうか。
事務局 (菊池主査)	デマンドバスにつきましては、システム事業者より既にご提案をいただいておりますので、シャトルバスもそちらと同様になるよう検討をし、デマンドバスとシャトルバスで使用可能な媒体が同じになるように調整いたします。
議 長	ありがとうございます。仕様書についてはこちらで問題ないかと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。 その他ご質問等ある方はいらっしゃいますか。
田沼委員	車両についてですが、トヨタハイエースについては現状受注が止まっており、間もなく再開するということは聞いてはおるのですが、3月の運行開始には間に合わない可能性が高いかと思えます。その場合にはどのような対応をすればよろしいでしょうか。
事務局 (菊池主査)	デマンドバスの車両につきましては、システム業者のプロポーザルの際に「車両調達の支援」という項目を入れたうえで選定を行いました。受注候補者となりました MONET Technologies 株式会社は、ソフトバンクとトヨタ自動車の共同出資会社でございまして、実際には出資自動車メーカーとのコネクションを生かしてメーカー並びに販売店と調整をするというところで御意見をいただいております。また、MONET Technologies 株式会社はデマンドバス以外にも事業をされており、そちらについても車両を使用しておりますのでデマンドバスの車両が調達できるまでの期間はそちらの車両を借用するというような御意見もいただいております。
議 長	その他ご質問等ある方はいらっしゃいますか。
原田委員	都市計画的な観点なのですが、15ページの運行エリアにつきまして、本庄エリアと児玉エリアが同じ台数となっておりますがエリアのとり方及び台数のとり方はどういった経緯で定めたのでしょうか。
事務局 (都市計画課長)	区域を4区域に分けた現状のデマンドバスでは、交通不便地域と言われる児玉山間エリアの方々の交通も救ったうえでの本庄市のデマンドバスのカバー率97%を満たしている状況となっております。 また、本庄地域にある本庄総合病院へ需要が高くある状況であり、児玉地域にお住まいの方が本庄総合病院へ行くといった状況も多くある中で、児玉地域の範囲や移動時間等を考慮すると、区域を分けて1台ずつ運行するよりも児玉地域全体の中で2台運行し、状況に応じて2台で助け合うといったことが可能な形へ変更することといたしました。 なお、本庄地域につきましては、児玉地域よりも範囲が狭いこと、各

	バス路線、タクシー等が児玉地域よりも充実していることから2台でカバーすることが可能であるという判断から今回のような台数設定としております。
原田委員	ありがとうございます。もう1点、確認となりますが、19ページの交付金について、交通政策協議会へは国からの補助金が入るかと思いますが、市からも交付金を出すのでしょうか。
事務局 (都市計画課長)	こちらにつきましては、交通政策協議会と運行事業者で契約を行い、交通政策協議会から申請を行いますので、補助金につきましては国から入ってくるものがまず1点ございます。その金額と委託契約の差額にあたる部分につきましては、本庄市から交通政策協議会へ交付金を支払うといった形でございます。
議 長	その他御質問等ある方はいらっしゃいますでしょうか。 特に御質問、御意見が無いようですので、議事(1)については、決することに御異議ございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	議事(1)については、異議なしと認め、現案のとおり承認されました。 実際の契約手続については、事務局からの説明にもありましたとおり、市の契約に関する事務の例により、本庄市交通政策協議会にて行うことといたします。 以上で、会議の全ての議事を終了させていただきます。 委員の皆さまの御協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。 それでは、事務局へお返しします。
事務局 (都市計画課長)	ありがとうございました。 委員の皆さまにおかれましては、本市の交通政策につきまして、引き続き御支援、御協力をお願い申し上げます。 以上をもちまして、令和6年度第2回本庄市交通政策協議会を閉会とさせていただきます。 本日はお忙しい中、出席を賜りまして、誠にありがとうございました。